

「動物取扱業における犬猫以外の哺乳類の飼養管理基準の細部解釈と運用指針（解説書）」記載イメージ

<本書の位置づけ・使い方について>

■本書の位置づけ

本書は、今後省令として規定する犬猫以外の哺乳類の飼養管理基準について、その細部解釈を示すことで、厳格な運用を進めるために策定されるものである。

本書をもとに、指導監督権限のある「行政職員」は、事業者の遵守状況を確認・指導監督を行うとともに、基準を満たさない事業者に対しては、登録の取消し等を含む制度の厳格な運用を行う想定である。

また、「動物取扱業者」においては、確実に基準を遵守し、より適正な動物の飼養管理を行うことを期待するもの。

■本書の使い方

■行政職員

基準の細部解釈・・・動物取扱業者の立入検査時等に、遵守していることを確認する際の事項
基準を満たさない等違反状況が確認された場合には、法に基づいて厳格な運用を行う想定

チェックポイント・・・動物取扱業者の立入検査時等において、基準を遵守していることを確認する際にポイントとなる事項

■動物取扱業者

基準の細部解釈・・・基準の意味を具体化し、基準の遵守状況を確認する事項

参考・・・・・・・・・・その他適正な飼養に参考となる事項
関連法令や様式例、動物の特性等

推奨事項・・・・・・・・動物にとって、より適正な飼養となるよう積極的に導入していただきたい事項

<目次構成と「基準の解説」各項目の構成（記載例）について>

■目次構成

前回検討会まで(a)～(f)の改正パターン毎に整理した項目1～24を、『動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解説と運用指針～守るべき基準のポイント～』と同様に、省令第二条の7項目に沿った目次構成で「基準の解説」を記載する。

<目次>

- 1 はじめに・本書の使い方
- 2 チェックリスト
- 3 基準の解説
 - 1.飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
 - 2.動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項
 - 3.動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項
 - 4.動物の疾病等に係る措置に関する事項
 - 5.動物の展示又は輸送の方法に関する事項
 - 6.動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他動物の繁殖の方法に関する事項
 - 7.その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項
- 4 行政指導・行政処分について
- 5 参考資料
 - 経過措置について
 - 関係法令

特に立入検査において確認されるチェックリストのうち、その趣旨や細部解釈が記載されている項目については、チェックポイントとして掲載

特に犬猫以外の哺乳類へ新たに追加された基準を中心に、基準の考え方、基準を満たす（満たさない）状態の例示等を用いて、基準の詳細を説明

■「基準の解説」各項目の構成

『条文の該当箇所』を冒頭に示し、基準の『趣旨』、『チェックポイント』、基準遵守の判断基準となる『基準の細部解釈』という順で構成。また、関連法令等を『参考』、動物にとってより適正な飼養となる情報を『推奨事項』とする。

<各基準項目における記載例>

- 条文の該当箇所
第2条第6号 ト ……獣医師等による診療を受けさせ、……。
- 趣旨
犬猫以外の哺乳類の繁殖に関する基準は、みだりに繁殖させることによる母体への過度の負担を避けるため、哺乳類の繁殖生理の特徴（発情サイクルの違い等）に配慮し、必要に応じて獣医師等の診断に基づき繁殖に適さない哺乳類の繁殖をさせないことを義務付けるものである。
- チェックポイント
☒帝王切開を実施した場合は、獣医師による出生証明書と診断書が5年間分保存されているか。
- 基準の細部解釈
<診療について>
哺乳類の繁殖における適否等の診断及び、繁殖を可能にするための治療。
- 参考
<繁殖実施状況記録台帳について>
繁殖の実施状況について記録した台帳を作成し、これを5年間保存することが義務付けられているため、参考様式に示した項目について記録された台帳を5年間保存する必要がある。
- 推奨事項
【動物を繁殖させる際に留意すべき点】
➢ 繁殖用に販売または飼養するために、交配時に一時的に雄雌を同一ケージで飼養する場合、短期間に何度も繁殖することにより母体に過度な負担がかからないよう、交配後は速やかに分離するなどの配慮が望ましい。